

ROTARY CLUB OF
NARA - WEST

DISTRICT WEEKLY BULLETIN
2650 No. 2345 2018. 11. 29

創立 1969年(昭和44年)12月13日
例会日 毎週木曜日18:00より
事務所 〒630-8001 奈良市法華寺町254番地
例会場 奈良ロイヤルホテル内
TEL 0742-34-1131 FAX 0742-30-2000

2018~2019年度
国際ロータリーのテーマ

2018~2019年度
地区のスローガン



ロータリーを学び、実践し、発信しよう；
Enjoy Rotary

国際ロータリー会長
バリ・ラシン

RI第2650地区ガバナー
中川 基成

会長	追山 重法	副会長	小原 壮一		
幹事	猪上 正孝	会計	奥田 裕一郎	会場監督	東山光秀
理事	笹本麻琴	理事	金田 宗寛	理事	植野洋志
理事	相澤万裕子	役員	有馬 康明	会報委員長	松山悦啓



11月
紅葉と鳥居

今月は ロータリー財団 月間です

第20回(2345回)例会プログラム平成30年11月29日(木)

1. 開会宣言 点鐘
2. ソング 「週に一度」
3. 来訪者紹介
4. 出席報告
5. 会長の時間
6. ニコニコ報告
7. 幹事報告・委員会報告
8. 卓話: 植野 教夫会員
「ミャンマーで感じたロヒンギャ問題」
10. 閉会宣言 点鐘

第19回 (2344回) 例会報告 2018. 11. 15

ソング

「我等の生業」

出席報告

	会員数	出席計算 免除会員数	出席会員数	欠席者数	出席率
通算 2344 回	47	5/11	26/36	10	75.6%
通算2342回修正	47	11/11	36/36	0	100.0%

会長の時間 (追山会長)



皆様今晚は、先週の土曜日に第1回県下会長幹事会が高田の辻甚で開催され私と猪上幹事とで出席してきました。各クラブ活動報告の発表があり、色々と感じさせて頂きました。当クラブとしては今後の社会奉仕事業や青少年奉仕等の発表をしてきました。やはり共通の課題は会員増強のむずかしさが出ていました。また、IMの参加のお礼もしてきました。これでIMIに関しては終了かなと思います、あと冊子作成だけお願いいたします。これから増々寒さが増してきます、インフルエンザや風邪が流行っているようです。体調にはお気を付け下さい。本日の会員卓話、下村会員宜しくお祈りします。以上で会長の時間といたします。有難うございました。

- ①例会変更情報は、表の座席表と共に掲示しております。また、ホームページの会員ページにも掲載しておりますのでご覧下さい。
- ②次週11/22は、定款細則8-1により休会となります。お間違えのないようお願い致します。
- ③次々週11/29は、17時から奈良ロイヤルホテルにて第2回クラブアッセンブリーを開催致します。上半期活動経過報告を下半期の活動計画を発表していただきます。発表される各理事様、各委員長様よろしくお願い致します。やむをえず欠席される場合は、必ず各担当理事様、もしくは同じ委員会の委員様に代読をお願いして下さい。理事様がやむをえず欠席される場合は、幹事の猪上に代読の原稿をお渡し下さい。よろしくお願い致します。
- ④11/18(日)に本年度社会奉仕活動の市民メディカルラリーが開催されます。高の原の北部会館ホールにて開会式、イオンモール高の原にて競技が行われます。ご出席の方は、11:50に北部会館ホールにお集まり下さい。
- ⑤職業奉仕委員会から、先日お配りしております職業奉仕功労者表彰の候補者推薦書を11/29に回収致します。是非この方と思われる方をご推薦いただきますようお願い致します。

追山重法会長

さむくなりました。風邪に注意して下さい。

下村様、卓話楽しみです。

中西吉日出会員

妻の誕生日、綺麗なお花をありがとうございました。

津山初雄会員

東山様、先日の鮎狩り有難うございました。

ニコニコ。

有馬康明会員、猪上正孝会員、佐川寛一会員、松山悦啓会員、金田宗寛会員、野阪幸男会員、寺田信弘会員、木村和弘会員、下村会員、本日の卓話楽しみにしております。



第2回社会奉仕活動

2018年11月18日 第2回社会奉仕活動として市民メディカルラリーに参加しました。



◀ 5位 奈良西RC賞 表彰
日本赤十字社奈良県支部様

「青少年奉仕活動に関するハラスメントについて」

下村 由加里会員

●要旨

私は地区のRYLAを8年経験させていただき、本年度は地区のインターアクトを経験させていただいております。ロータリーの中での青少年奉仕は5つ目の奉仕活動としてとても重要な活動ですが、時代と共に少し変化がでておりますので勉強させていただいたことを本日はお話ししたいと思います。

以前は、一緒に時間を過ごすのがコミュニケーションでしたが、現代はインターネットを通じて仮想空間でのコミュニケーションが多く占めてきています。グローバル化といわれる時代の流れの変化の中で価値観も大きく変わってきており、世代、性別、国、立場、個人によってとらえ方も異なることをご理解いただいた上でリーダーとして発信していただきたいと思っております。また、奉仕にかかわる周りの人間の意識を向上することも重要です。

問題を認識しない、またはかかわる人々を潜在的な児童虐待者と思いたくないために青少年の虐待やハラスメントが放置されてしまうことがあります。虐待やハラスメントが起こりうる可能性を意識し、常に注意を払っていなければ青少年を守ることはできません。虐待やハラスメントとはなんであるかを十分に理解しておく必要があります。

実は、国際ロータリーの青少年奉仕活動の中で、既にハラスメントが起こり裁判になり敗訴したケースがあります。このようなケースでは民事裁判の対象がロータリーに対して行われるのです。地区ガバナーは青少年プログラムを含むすべての地区プログラムの監督と管理に責任を負わなくてはなりません。

- 1.ロータリー青少年交換を含むすべての青少年プログラムについて、ロータリー章典に従う青少年保護方針が地区に備わっていることを確認する。これらの方針が地元の法令を順守していることを弁護士に確認してもらう。
- 2.地区委員会と協力して、地区全体で方針が守られるようにする。また、虐待またはハラスメントのすべての申し立てとそのほかのリスクに対して、適切な対応が取られるようにする。
- 3.青少年プログラムの責任がほかの地区役員やクラブ役員に委任されている場合でも、必要であれば介入してプログラムを直接管理する。
- 4.青少年保護の違反と直接関連しなくても、ボランティアに対する訴訟や有罪判決を精査する委員会またはプロセスを確立する。このような精査を通じて、ボランティアが青少年と関わる資格をもたないことが判明する場合があります。

以上4点全てにガバナーは責任を負う、そのことを私たちは理解しておきたいと思っております。

RIが出している「ロータリー青少年保護の手引き」をベースに第2650地区では青少年保護方針を出しています。資料をお配りしていますので読んで理解しておいていただきたいと思っております。

現代ではワークライフバランスが重要視され、働き方も変わってきている中で、私たちはリーダーとして、自身のことだけでなく、部下や環境にもしっかりと意識を向けていなければなりません。

資料の中に環境型セクシャルハラスメントによる懲戒処分の方針が定められた裁判事例がございます。詳しくは資料を読んでいただきたいのですが、最高裁の判決は、自らが管理職でありながらセクハラ防止に取り組む使用者の方針を理解せずに指導の責務も果たせない認識であったことを厳しく指弾しました。

私たちはリーダーとして、時代の変化を受け止め、ハラスメントを負のイメージではなく、価値観の違いを学べる機会ととらえ、ロータリーの活動の中で地域や一般の人たちに伝えていけるチャンスにしていきたいと思っております。こういった意識を持ちながらローターアクト、インターアクトなど、みなさんと地域のリーダーを育成する活動を益々充実させていきましょう。



第21回（通算2346回）例会予告
例会日 平成30年12月6日（木）

第8回理事会
年次総会 次次年度会長・次年度理事役員決定報告
家庭集会報告

卓話：木村 和弘会員
「自己紹介」

